

秋田県公務員倫理条例

県が多様な主体と連携した質の高い県行政を実現していくためには、知事等及び職員が、積極的に地域住民や企業、各種団体等との交流を図りながら、県民の意見を深く理解するとともに、高い倫理意識と誇りを持って職務に取り組み、県民からの信頼を確保することが不可欠である。

しかしながら、収賄、官製談合、不適正な事務処理、飲酒運転などの事案が相次いで発生し、県民の公務に対する信頼を大きく失墜させている。

知事等及び職員は、こうした事態を深刻に受け止め、再びこのようなことが起こらないよう、自らの行動を適切に律し、県民との信頼関係を築き上げていく必要がある。

ここに、全体の奉仕者である公務員としての倫理意識の向上を図り、公平で透明性の高い県行政を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 知事等 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員をいう。
- 二 職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員をいう。
- 三 任命権者 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。
- 四 事業者等 法人その他の団体（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第四号の事業者等とみなす。

(知事等及び職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 知事等及び職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 知事等及び職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 知事等及び職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くよ

うな行為をしてはならない。

- 4 知事等及び職員は、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則及び規程に従い適正に職務を遂行しなければならない。
- 5 知事等及び職員は、職務外においても公務に悪影響を及ぼす行為をしてはならない。

（倫理規則等）

第四条 知事は、前条に規定する倫理原則を踏まえ、知事等及び職員（知事が任命権者であるもの（公営企業の業務に従事するものを除く。）に限る。以下この項において同じ。）の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、倫理規則には、知事等及び職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等知事等及び職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し知事等及び職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

- 2 知事は、倫理規則の制定又は改廃に際しては、人事委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 任命権者は、倫理規則の趣旨を踏まえ、それぞれ職員（第一項に規定する職員を除く。）の職務に係る倫理に関する規程（次条において「倫理規程」という。）を定めるものとする。

（贈与等報告書の作成及び贈与等の報告）

第五条 知事等及び職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と知事等及び職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則又は倫理規程（以下「倫理規則等」という。）で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超えるときに限り、当該贈与等が職務上必要な場合その他の倫理規則等で定める場合を除く。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下この条において「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、作成（副知事、教育長及び常勤の監査委員にあっては作成及び知事に提出、職員にあっては作成及び任命権者に提出）をしなければならない。

- 一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- 二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- 三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- 四 前三号に掲げるもののほか、倫理規則等で定める事項

（贈与等報告書の保存及び閲覧）

第六条 前条の規定により作成し、又は提出された贈与等報告書は、知事が作成したものの並びに副知事、教育長及び常勤の監査委員が提出したものにあっては知事において、

職員が提出したものにあっては受理をした任命権者において、これを作成し、又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日までそれぞれ保存しなければならない。

- 2 何人も、前項の規定により贈与等報告書を保存している知事又は任命権者に対し、それぞれの保存に係る贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該知事又は当該任命権者が認めることにつき相当の理由がある事項に係る部分については、この限りでない。

（人事委員会の権限）

第七条 人事委員会は、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に資するため、次に掲げる事務を処理するものとする。

- 一 倫理規則の制定又は改廃に関し、知事に意見を申し述べること。
- 二 知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に関する事項について調査研究を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に関し講ずべき措置について任命権者に意見を申し述べること。

（倫理監督者）

第八条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する職員（この条において「倫理監督者」という。）を指名する。

- 2 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し、職員に対する指導及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 倫理監督者は、警察にあっては、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官であることを妨げない。

（職員の倫理の保持に関する状況の公表）

第九条 任命権者は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、毎年度、知事等及び職員の職務に係る倫理の保持に関する状況並びに職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策並びに前項の報告について、その概要を公表するものとする。

（任命権者による懲戒処分等の概要の公表）

第十条 任命権者は、職員にこの条例又は倫理規則等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合は、当該懲戒処分等の概要を公表するものとする。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、倫理規

則等で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第五条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

秋田県公務員倫理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県公務員倫理条例（令和八年秋田県条例第五号。第二条第一項第三号及び第四号並びに第三条第一項第三号を除き、以下「条例」という。）第四条第一項の規定に基づき、知事等（条例第二条第一項第一号に規定する知事等をいう。以下同じ。）及び職員（条例第二条第一項二号に規定する職員のうち知事が任命権者である職員（公営企業の業務に従事する職員を除く。）をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第二条 知事等及び職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 知事等及び職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 知事等及び職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 知事等及び職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 知事等及び職員は、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則及び規程に従い適正に職務を遂行しなければならないこと。
- 五 知事等及び職員は、職務外においても公務に悪影響を及ぼす行為をしてはならないこと。
- 六 知事等及び職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 七 知事等及び職員は、職務外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識しなければならないこと。

(利害関係者)

第三条 この規則において「利害関係者」とは、知事等又は職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者（知事等若しくは職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者、知事等若しくは職員の裁量の余地が少ない職務に関する者又は外国政府若しくは国際機関若しくはこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。）をいう。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認

可等をいう。) をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第二条第一項第四号に規定する事業者等及び同条第二項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下この項において「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

二 補助金等（県が相当の反対給付を受けないで交付する補助金、利子補給金その他の給付金をいう。）を交付する事務 当該補助金等（県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金であって、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三 立入検査又は監査（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

五 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六 執行機関が所掌する事務のうち事業者等が行う営利を目的とする事業に対してする事務（前各号に掲げるものを除く。） 当該事業を行っている事業者等

七 契約（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、当該職員の異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、知事等又は職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るため知事等又は職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、当該知事等又は職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第四条 知事等及び職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - 二 利害関係者から、金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - 三 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 四 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - 六 利害関係者から供給接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に遊技をすること。
 - 八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する式典、総会、その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴う懇談会その他の会合を含む。第六号及び第十条第三項第四号において「式典等」という。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車、船舶その他の乗物（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該乗物の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する式典等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第一項の規定にかかわらず、知事等は、前項各号に掲げる行為のほか、職務に関して、利害関係者から儀礼上の慣習又は広報等の目的により物品の贈与を受けることができる。
- 4 第一項の規定の適用については、知事等又は職員（同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品及び不動産の購入若しくは借受けをした場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該知事等又は職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭

の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第五条 知事等及び職員は、私的な関係（それぞれ知事等及び職員としての身分に関わらない関係をいう。以下この項及び第七条第二号において同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。
- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者（条例第八条第一項に規定する倫理監督者をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 第一項の職員としての身分には、職員が、知事の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第六条 知事等及び職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 知事等及び職員は、自己が行った物品及び不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第七条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に別に定める様式により届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
- 一 多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第八条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第三十八条第一項の許可を得てするものを除く。第十条第一項において「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ別に定める基準により倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第九条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第四条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第十条 条例第五条の規定により倫理規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、知事等又は職員の現在若しくは過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬
- 2 条例第五条の規定により倫理規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 知事等が、職務に関して、儀礼上の慣習又は広報等の目的により物品の贈与を受ける場合
 - 二 他の法令の規定により、贈与等について行政機関に報告する場合
- 3 条例第五条第四号の規定により倫理規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 贈与等（条例第五条に規定する贈与等をいう。以下この項において同じ。）の内容又は報酬（第一項に規定する報酬をいう。次号において同じ。）の内容
 - 二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた知事等又は職員の職務との関係及び当該事業者等と当該知事等又は職員が属する行政機関との関係
 - 三 条例第五条第一号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
 - 四 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた式典等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
 - 五 条例第二条第二項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下この号において「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）

(贈与等報告書の様式)

第十一条 条例第五条の贈与等報告書（次条において「贈与等報告書」という。）の様式は別に定める。

(贈与等報告書の閲覧)

第十二条 条例第六条第二項の規定による贈与等報告書の閲覧（次項及び第三項において「贈与等報告書の閲覧」という。）の請求は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、知事が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、知事が定める。

(倫理監督者の責務等)

第十三条 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 職員からの第五条第二項又は第九条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 二 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 三 知事を助け、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
 - 四 条例又はこの規則に違反する行為があった場合にその旨を知事に報告すること。
- 2 倫理監督者は、職員に、条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。